

上尾市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 26 日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第 8 号

上尾市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(上尾市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる規則の規定中「印」を削る。

- (1) 上尾市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（昭和 46 年上尾市規則第 22 号）第 4 号様式、第 6 号様式、第 7 号様式及び第 10 号様式
- (2) 上尾市水洗便所改造資金貸付条例施行規則（昭和 50 年上尾市規則第 23 号）第 2 号様式、第 7 号様式及び第 9 号様式
- (3) 上尾市公共下水道区域外流入分担金徴収条例施行規則（平成 5 年上尾市規則第 35 号）第 1 号様式及び第 3 号様式

(上尾市下水道条例施行規則の一部改正)

第 2 条 上尾市下水道条例施行規則（昭和 50 年上尾市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式の 3 中「印」を削る。

第 5 号様式中「印」を削る。

第 14 号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。